

平成 23 年度下期（平成 23 年 11 月～平成 24 年 3 月）

割賦販売法・自主ルール研修

ご案内



平成 23 年 8 月

認定割賦販売協会



社団法人

日本クレジット協会

目次

1. 平成23年度 割賦販売法・自主ルール研修の実施について	1
2. 平成23年度下期 一般研修の開催について	2
(1) 個別研修	
(2) 包括研修	
(3) 合同研修	
3. 平成23年度下期 講師育成研修の開催について	6
(1) 個別講師研修	
(2) 包括講師研修	
(3) 合同講師研修	
(4) 受講料	
(5) 講師育成研修の留意点	
4. 講師派遣制度について	10
5. 受講申込み等に関する諸注意について	12
(1) 受講申込書について	
(2) 受講申込書の記入方法について	
(3) 受講申込みに係る諸注意について	
(4) 受講票、テキスト等について	
(5) 受講料の請求について	
(6) 最少催行人数について	
6. 申込みから修了証交付までの流れ	14
7. 研修当日の諸注意について	15
8. 個人情報の取扱いについて	15
平成23年度下期 割賦販売法・自主ルール研修の開催スケジュール (予定)	16

<参考> 割賦販売法・自主ルール研修について

基本的考え方	17
1. 割賦販売法・自主ルール研修の位置付け	17
2. 研修の目的	17
3. 研修の受講対象者	17
4. 研修の考え方	19
5. 研修の受講記録の作成と保存	19
研修の種類と概要	19
<協会主催研修>	19
1. 役員研修	19
2. 一般研修	20
3. 講師育成研修	21
<会員主催研修>	22
1. 会員主催研修	22
2. 協会主催研修と同等の研修となる会員主催研修の要件	23
3. 会員主催研修の実施までの流れ	24
割賦販売法・自主ルール研修の全体像	25
割賦販売法・自主ルール研修に関する実施細則	26

・平成23年度「割賦販売法・自主ルール研修」一般研修 受講申込書(平成23年11月から平成24年3月分)	28
・平成23年度「割賦販売法・自主ルール研修」講師育成研修 受講申込書(平成23年11月から平成24年1月分)	33
・平成23年度「割賦販売法・自主ルール研修」講師派遣 申込書(申込責任者)	36
・平成23年度「割賦販売法・自主ルール研修」講師派遣 申込書(受講者)	37
・割賦販売法・自主ルール研修テキストの販売について	38

1. 平成23年度 割賦販売法・自主ルール研修の実施について

平成23年度の研修は、さらなる本研修の充実等を図るために、以下の考え方等にもとに実施しています。

(1) 研修の種類、研修内容、研修テキスト等は、原則として平成22年度と同様とします。

(2) 会員主催研修の講師資格の取得基準を見直しました。

① 講師育成研修に理解度測定による修了基準を設ける（6ページ参照）。

② 一般研修による講師資格の取得を終了する（5ページ参照）。

- ※1 すでに講師資格を取得している者については、上記に関わらずその講師資格の有効期限（講師資格取得後3年間）までは講師を務めることができます。
- ※2 会員主催研修の理解度測定において90点以上の得点者に対する講師資格については、平成23年度に協会に所定の届出をした者までは認めるものとします（平成23年度で終了します）。
- ※3 クレカウンセラー資格者に講師資格を付与するために、クレカウンセラー制度の再構築の検討を開始し、平成24年度からの実施を目指します。

(3) 各地区の開催にあたっては最少催行人数を設定し、申込者が10名に満たない場合は、原則として開催しないこととします（13ページ参照）。

(4) 会員企業からの要請により、会員企業の設置する会場において、一般研修又は講師育成研修を実施するために、協会から講師を派遣する制度を設けました（10ページ参照）。

2. 平成23年度下期 一般研修の開催について

(1) 個別研修

①対象者

個別信用購入あっせん業務に従事する役職員

②開催日・開催地等

研修コード	開催日	開催地	会場名	定員
104	平成24年1月18日(水)	福岡	福岡ガーデンパレス	20名
105	2月8日(水)	東京	日本クレジット協会会議室	20名

③カリキュラム(4時間、理解度測定含む)

時間	内容
12:30	受付
13:00 ～ 16:30	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1部 総論</div> 1. 研修にあたって 2. クレジット業界の自主的取組みについて <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第2部 各論</div> 1. 目的と適用範囲 2. 与信審査業務 3. 加盟店業務と加盟店情報交換制度 4. 債権管理業務(民事ルール等) 5. 苦情処理業務 6. 指定信用情報機関と個人情報保護 7. その他関連業務
16:30 ～ 17:15	理解度測定 ※理解度測定は30分間で実施します。
17:15	終了

※研修の途中で、適宜休憩をとります。

④受講料

協会会員	7,500円
非会員	15,000円

※1人あたり、税込み・テキスト代含む

(2) 包括研修

①対象者

包括信用購入あっせん業務に従事する役職員

②開催日・開催地等

研修コード	開催日	開催地	会場名	定員
210	平成23年11月7日(月)	東京	日本クレジット協会会議室	30名
211	11月9日(水)	札幌	札幌サンプラザ	20名
212	12月9日(金)	大阪	国民會館	30名
213	平成24年1月12日(木)	沖縄	サザンプラザ海邦	20名
214	1月16日(月)	東京	日本クレジット協会会議室	30名
215	2月1日(水)	仙台	仙台サンプラザ	20名
216	2月22日(水)	福岡	福岡ガーデンパレス	30名
217	3月6日(火)	東京	日本クレジット協会会議室	30名

③カリキュラム (3時間35分、理解度測定含む)

時間	内容
12:30	受付
13:00 ～ 16:05	<p>第1部 総論</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研修にあたって 2. クレジット業界の自主的取組みについて <p>第2部 各論</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的と適用範囲 2. 与信審査業務 3. 加盟店業務 4. 債権管理業務 (民事ルール等) 5. 苦情処理業務と加盟店情報交換制度 6. クレジットカード番号等の適切な管理 7. 指定信用情報機関と個人情報保護 8. その他関連業務
16:05 ～ 16:50	<p>理解度測定</p> <p>※理解度測定は30分間で実施します。</p>
16:50	終了

※研修の途中で、適宜休憩をとります。

④受講料

協会会員	7,500円
非会員	15,000円

※1人あたり、税込み・テキスト代含む

(3) 合同研修

平成23年度下期の合同研修の開催はありません。

①対象者

個別信用購入あっせん業務及び包括信用購入あっせん業務に従事する役職員

②カリキュラム（6時間、理解度測定含む、昼食休憩含まず）

時 間	内 容
9：30	受付
10：00 ～ 13：10	第1部 総論 1. 研修にあたって 2. クレジット業界の自主的取組みについて 第2部 各論1 「個別信用購入あっせん」 1. 目的と適用範囲 2. 与信審査業務 3. 加盟店業務と加盟店情報交換制度 4. 債権管理業務（民事ルール等） 5. 苦情処理業務
13：10 ～ 14：10	昼食休憩（昼食は各自でおとりください）
14：10 ～ 16：30	第3部 各論2 「包括信用購入あっせん」 1. 与信審査業務 2. 加盟店業務 3. 債権管理業務（民事ルール等） 4. 苦情処理業務と加盟店情報交換制度 5. クレジットカード番号等の適切な管理 第4部 各論3 共通事項 1. 指定信用情報機関と個人情報保護 2. その他関連業務
16：30 ～ 17：15	理解度測定 <u>※理解度測定は30分間で実施します。</u>
17：15	終了

※昼食休憩以外にも、研修の途中で適宜休憩をとります。

③受講料

協会会員	11,000円
非会員	22,000円

※1人あたり、税込み・テキスト代含む

※一般研修に係る留意点について

①研修のテキストについて

テキストは当協会所定の「割賦販売法・自主ルール研修テキスト」を使用します。

また、テキストについては、研修開催日の約2週間前を目処に申込責任者宛に受講者分をまとめて送付しますので、各受講者に配布していただき、受講者には事前にお読みいただいた上で、研修にご参加くださいますようお願いいたします。

なお、**当日はテキストを必ずご持参ください。テキストを忘れた場合は、改めて購入していただくこととなります（後日、申込責任者にテキスト代を請求いたします）。**

個別研修テキスト 1部 1,000円（税込）

包括研修テキスト 1部 1,000円（税込）

②理解度測定について

1. 内容	①出題の範囲 各研修テキストから出題します。 ②出題形式 選択式問題（語群選択式、正答・誤答選択式、○×式等）のマークシート方式とします。 ③問題数と配点 50解答とし、1解答2点、100点満点とします。
2. 実施方法	①研修の最後に30分間の理解度測定を実施します。 ②テキスト等は参照できません。 ③採点は、協会が行います。 ④理解度測定終了後に解答用紙を提出します。
3. 修了基準	①一般研修において指定された研修時間を受講し、かつ理解度測定において100点満点中50点以上の得点者が修了者となります。

③修了証の交付について

修了者には、当協会から研修を修了した旨の修了証を交付します。

～ご注意～

平成22年度まで実施していた、理解度測定において90点以上の得点者が会員主催研修の講師を務めることができる旨の修了基準は、平成23年度より廃止となりましたのでご注意ください。

3. 平成23年度下期 講師育成研修の開催について

講師育成研修は、会員主催研修の講師を育成することを目的としています。

平成23年度から、理解度測定による修了基準を新たに設けました。

会員主催研修の講師資格は、理解度測定において100点満点中90点以上の得点者となります。また、50点以上90点未満の得点者は一般研修の修了者とみなしますので、あらためて協会主催研修を受講する必要はありません。

なお、包括講師研修と個別講師研修によりそれぞれの講師資格を取得することで、合同研修の講師を務めることができます。また、合同講師研修により講師資格を取得することで、個別研修と包括研修の講師を務めることができます。

(1) 個別講師研修

①対象者

会員主催研修で個別研修の講師を務める予定の役職員

②開催日・開催地等

研修コード	開催日	開催地	会場名	定員
503	平成23年11月15日(火)	福岡	福岡ガーデンパレス	20名
504	12月21日(水)	東京	日本クレジット協会会議室	20名
505	平成24年1月26日(木)	大阪	アークホテル大阪	20名

③カリキュラム (6時間15分、理解度測定含む、昼食休憩含まず)

時間	内容
9:30	受付
10:00 ～ 16:45	第1部 総論 1. 研修にあたって 2. クレジット業界の自主的取組みについて 第2部 各論 1. 目的と適用範囲 2. 与信審査業務 3. 加盟店業務と加盟店情報交換制度 4. 債権管理業務 (民事ルール等) 5. 苦情処理業務 6. 指定信用情報機関と個人情報保護 7. その他関連業務
上記時間の うち1時間	昼食休憩 (昼食は各自でおとりください)
16:45 ～ 17:30	理解度測定 ※理解度測定は30分間で実施します。
17:30	終了

※昼食休憩以外にも、研修の途中で適宜休憩をとります。

(2) 包括講師研修

①対象者

会員主催研修で包括研修の講師を務める予定の役職員

②開催日・開催地等

研修コード	開催日	開催地	会場名	定員
415	平成23年11月30日(水)	東京	日本クレジット協会会議室	30名
416	12月20日(火)	東京	日本クレジット協会会議室	30名
417	平成24年1月25日(水)	大阪	アークホテル大阪	30名

③カリキュラム（5時間15分、理解度測定含む、昼食休憩含まず）

時間	内容
10:30	受付
11:00 ～ 16:45	第1部 総論 1. 研修にあたって 2. クレジット業界の自主的取組みについて 第2部 各論 1. 目的と適用範囲 2. 与信審査業務 3. 加盟店業務 4. 債権管理業務（民事ルール等） 5. 苦情処理業務と加盟店情報交換制度 6. クレジットカード番号等の適切な管理 7. 指定信用情報機関と個人情報保護 8. その他関連業務
上記時間の うち1時間	昼食休憩（昼食は各自でおとりください）
16:45 ～ 17:30	理解度測定 ※理解度測定は30分間で実施します。
17:30	終了

※昼食休憩以外にも、研修の途中で適宜休憩をとります。

(3) 合同講師研修

平成23年度下期の合同講師研修の開催はありません。

①対象者

会員主催研修で合同研修の講師を務める予定の役職員

②カリキュラム（2日間、合計8時間40分）

【1日目】

時間	内容
12:30	受付
13:00 ～ 17:00	第1部 総論 1. 研修にあたって 2. クレジット業界の自主的取組みについて 第2部 各論1「個別信用購入あっせん」 1. 目的と適用範囲 2. 与信審査業務 3. 加盟店業務と加盟店情報交換制度
17:00	終了

【2日目】

時間	内容
10:00 ～ 15:10	第2部 各論1「個別信用購入あっせん」 4. 債権管理業務（民事ルール等） 5. 苦情処理業務 第3部 各論2「包括信用購入あっせん」 1. 与信審査業務 2. 加盟店業務 3. 債権管理業務（民事ルール等） 4. 苦情処理業務と加盟店情報交換制度 5. クレジットカード番号等の適切な管理 第4部 各論3 共通事項 1. 指定信用情報機関と個人情報保護 2. その他関連業務
上記時間の うち1時間	昼食休憩
15:10 ～ 16:00	理解度測定 <u>※理解度測定は30分間で実施します。</u>
16:00	終了

※1日目、2日目ともに研修の途中で適宜休憩をとります。

(4) 受講料

包括講師研修のみ	11,000円
個別講師研修のみ	11,000円
包括と個別を <u>同一月に両方受講</u>	19,000円
合同講師研修	19,000円

※1人あたり、税込み・テキスト代含む

※講師育成研修は、当協会会員企業を対象として実施しているため、非会員は受講できません。

(5) 講師育成研修の留意点

①研修のテキストについて

テキストは当協会所定の「割賦販売法・自主ルール研修テキスト」と「講師用補助資料」を使用します。

また、テキストと講師用補助資料については、研修開催日の約2週間前を目処に申込責任者宛に受講者分をまとめて送付しますので、各受講者に配布していただき、受講者には事前にお読みいただいた上で、研修にご参加くださいますようお願いいたします。

なお、**当日はテキストと講師用補助資料を必ずご持参ください。テキストを忘れた場合は、改めて購入していただくこととなります(後日、申込責任者にテキスト代を請求いたします)。**

個別研修テキスト 1部 1,000円(税込)

包括研修テキスト 1部 1,000円(税込)

②理解度測定について

1. 内容	①出題の範囲 各研修テキストから出題します。 ②出題形式 選択式問題(語群選択式、正答・誤答選択式、○×式等)のマークシート方式とします。 ③問題数と配点 50解答とし、1解答2点、100点満点とします。
2. 実施方法	①研修の最後に30分間の理解度測定を実施します。 ②テキスト等は参照できません。 ③採点は、協会が行います。 ④理解度測定終了後に解答用紙を提出します。
3. 修了基準	①講師育成研修において指定された研修時間を受講し、かつ理解度測定において100点満点中90点以上の得点者は、修了証記載の日付より3年間、会員主催研修の講師を務めることができます。 ②50点以上90点未満の得点者は一般研修の修了者とみなしますので、あらためて協会主催研修を受講する必要はありません。

③修了証の交付について

理解度測定において100点満点中90点以上の修了者には、当協会から研修を修了したとともに、会員主催研修の講師ができる旨の修了証を交付します。

理解度測定において50点以上90点未満の修了者には、当協会から研修を修了した旨の修了証を交付します。

4. 講師派遣制度について

会員企業の要請により、会員企業が設置した会場で実施する一般研修又は講師育成研修に、協会から講師を派遣する制度です。

(1) 研修の位置づけ

会員企業で行う研修であっても、「協会主催研修」の一般研修又は講師育成研修として実施します。したがって、研修の種類、テキスト、カリキュラム、理解度測定の実施方法と採点、修了基準及び申込み方法等は、原則として協会主催研修と同様となります。

(2) 実施する研修の種類

協会主催研修と同様の研修を実施します。

- ①一般研修 (個別研修、包括研修、合同研修)
- ②講師育成研修 (個別研修、包括研修、合同研修)

(3) 対象者

協会主催研修と同様とします。ただし、当協会会員企業に限ります。

(4) 日程

会員企業の希望する日時をできる限り優先しますが、日程によっては派遣できないこともありますので、あらかじめご了承ください。

(5) 会場

会員企業にて手配してください。会員の会議室・研修室、外部の会場等は問いません。会場費が発生する場合は会員企業にて負担してください。

(6) 開始時期 (下期)

平成23年11月1日 (火) 以降

(7) カリキュラム

協会主催研修の一般研修又は講師育成研修と同様とします。したがって、研修時間は協会主催研修と同様の時間を確保してください。

(8) 受講料

各研修の「一人当たりの費用」に受講者数を乗じた額に、「講師料」を加算した額とします (下表参照)。

研修の種類	講師料	一人当たりの費用
一般研修 個別	25,000円	2,900円
〃 包括	25,000円	2,900円
〃 合同	37,500円	4,100円
講師育成研修 個別	37,500円	3,800円
〃 包括	37,500円	3,800円
〃 合同	50,000円	4,800円

※税込み・テキスト代を含みます。

※講師の交通費、宿泊費等が必要な場合は、別途実費を会員企業にて負担していただきます。

(9) 最少催行人数

原則として10名とします。

※同一地域内での複数社共同による開催も可能です（会員企業であるグループ企業の共同や地域の複数の会員の共同等）。その調整は、会員企業において行ってください。

(10) 留意点

①研修のテキスト等について

一般研修については、当協会所定の「割賦販売法・自主ルール研修テキスト」を使用します。

講師育成研修については、当協会所定の「割賦販売法・自主ルール研修テキスト」と、「講師用補助資料」を使用します。

また、テキストと講師用補助資料については、研修開催日の約2週間前を目処に申込責任者宛に受講者分をまとめて送付しますので、各受講者に配布していただき、受講者には事前にお読みいただいた上で、研修にご参加くださいますようお願いいたします。

なお、**当日はテキスト（講師育成研修は講師用補助教材も）を必ずご持参ください。テキストを忘れた場合は、改めて購入していただくこととなります（後日、申込責任者にテキスト代を請求いたします）。**

個別研修テキスト 1部 1,000円（税込）

包括研修テキスト 1部 1,000円（税込）

②修了基準等

協会主催研修の一般研修又は講師育成研修と同様とします（講師資格の付与を含む）。

③修了証の交付について

協会主催研修の一般研修又は講師育成研修と同様とします。同一月に協会の設置した会場で一般研修又は講師育成研修の受講者もいる場合は、それとあわせて交付されます。

(11) 申込みについて

受講申込書「平成23年度『割賦販売法・自主ルール研修』講師派遣 申込書（申込責任者）」（36ページ）を毎月ごとの申込締切日（13ページ）までに人材育成部まで送付してください。その後、事務局より日程の確認等のために、申込責任者に連絡します。日程決定後、受講者名簿（37ページ）を提出してください。その他の申込については次ページ以降を参照してください。

5. 受講申込み等に関する諸注意について

(1) 受講申込書について

- ①受講申込書は、「一般研修」（月ごと）、「講師育成研修」（月ごと）及び「講師派遣」の3種類がありますので、受講を希望される種類の受講申込書を使用してください（講師派遣を除き、開催月ごとに受講申込書が分かれていますので、必ず開催月単位で記入してください。）。
- ②受講申込書は、当協会ホームページからもダウンロードすることができます。
- ③受講者が4名以上の場合は、お手数ですが受講申込書をコピーの上ご記入ください。
- ④受講申込書をエクセル等で作成を希望される場合は、専用のフォーマットを当協会ホームページに掲載していますので、そのフォーマットを使用してください。なお、エクセルで申込書を作成した場合も必ずプリントアウトの上、事務局宛郵送又はFAXにてお申込みください。

(2) 受講申込書の記入方法について

- ①受講申込みや受講票・テキストの送付等はすべて申込責任者の方を通じて行います。個人からの申込みはできませんので、ご了承ください。
- ②受講申込書の「申込責任者」欄には、会社名、申込責任者氏名（フリガナ）、部署名、役職名、所在地、電話番号、FAX番号をご記入ください（会員番号の欄は協会でご記入しますので空欄のままで結構です。）。
- ③受講申込書の「受講者」欄には、受講者氏名（フリガナ）、性別、生年月日、部署名、役職名をご記入ください。また、受講日及び受講地につきましては、受講を希望する日及び受講地に該当するコードに○印を付けてください。
- ④会員の業務委託先が一般研修に参加を希望する場合は、事務局までお問い合わせください。
- ⑤記入にあたり下記の制限字数を超えた場合は、制限字数までしか反映されませんので、ご了承ください。
＜申込責任者＞
 - ・部署名 15文字以内
 - ・役職名 15文字以内＜受講者＞
 - ・部署名 20文字以内
 - ・役職名 15文字以内
- ⑥1名で2つ以上の研修を申し込む場合は、それぞれ申し込む研修ごとに氏名等を受講申込書にご記入ください。

(3) 受講申込みに係る諸注意について

- ①上記(2)の要領で記入した「受講申込書」を事務局宛郵送又はFAXにてお申し込みください。FAXにてお申込みの場合は、到着確認の電話をお願いします(電話番号03-5643-0011、FAX番号03-5643-0080)。
- ②受講申込締切後の受講日、研修の種類、受講地等の変更はできませんので、あらかじめご了承ください。
- ③受講申込締切日 **(必着)** は13ページに記載のとおりです。なお、一般研修と講師育成研修は、各会場の定員になり次第締め切りますので、あらかじめご了承ください。

④受講申込締切日（必着）

開催月	一般研修	講師育成研修	講師派遣
平成23年11月開催分	10月 7日（金）	10月11日（火）	9月20日（火）
12月開催分	11月 8日（火）	11月18日（金）	10月20日（木）
平成24年 1月開催分	12月 9日（金）	12月22日（木）	11月18日（金）
2月開催分	1月20日（金）		12月20日（火）
3月開催分	2月 3日（金）		1月20日（金）

（4）受講票、テキスト等について

当協会において受講申込書を受け付けした後、受講票・会場地図、テキスト等を開催日の約2週間前を目処に申込責任者宛一括で発送します。

（5）受講料の請求について

①当協会の会員の場合

申込責任者宛に開催月の翌月末までにお送りします。

なお、当日欠席の場合は、テキスト代をご請求します（個別研修 1,000円（税込）、包括研修 1,000円（税込））。

②非会員の場合

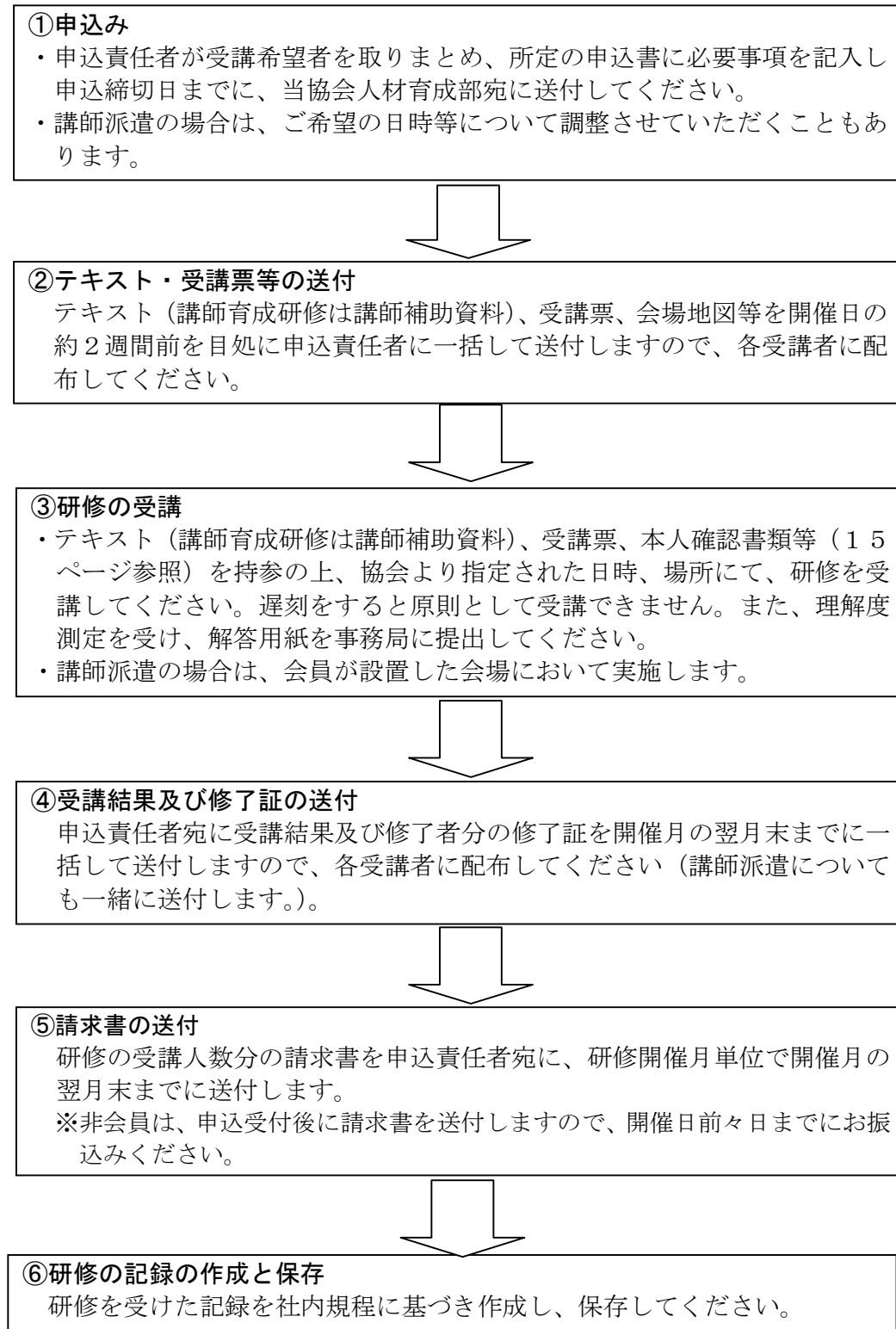
事前に申込責任者宛に請求書をお送りします。開催日前々日（営業日）までに入金してください。開催日前日までに入金の確認ができない場合は、研修を受講することはできません。

なお、一度納入された受講料につきましては返金できませんのであらかじめご了承ください。

（6）最少催行人数について

研修ごとに受講申込人数が10名に満たない場合は、原則として当該研修の開催を見送りますのであらかじめご了承ください。その際は、申込責任者宛にその旨をご連絡します。

6. 申込みから修了証交付までの流れ



7. 研修当日の諸注意について

①当日の持ち物と諸注意は、以下のとおりです。

持ち物	諸注意等
(1) 受講票	当日受講票を忘れた場合は、原則として受講できません。
(2) 本人確認書類	受付する際に本人確認を行います。下記の①～④のいずれか一点をお持ちください。なお、本人確認書類を忘れた場合は受講できません。 ①運転免許証 ②パスポート ③顔写真入り住基カード ④顔写真入り社員証
(3) 筆記用具	理解度測定はマークシート方式で行いますので、鉛筆又はシャープペン（B又はHB）及び消しゴムを用意してください。 <u>ボールペン・万年筆は使用できません。</u>
(4) テキスト等	<u>事前にテキストをお送りしますので、必ず持参してください。</u> <u>講師育成研修については、講師用補助資料もお送りしますので、必ず持参してください。</u> <u>テキストを忘れた場合は、改めて購入していただくことになります（後日、申込責任者にテキスト代を請求します）。</u>

- ②研修当日は、受講票と本人確認書類を提示してください。
- ③受講票に記載された開催日、開催会場以外での受講はできません。
- ④受付時間内にご来場ください。研修の開始時間に遅刻した場合は、原則として受講できませんので十分にご注意ください。
- ⑤会場では事務局の指示に従い、他の受講者の方のご迷惑とならないようお願いいたします。
- ⑥会場での貴重品等の管理はご自身でお願いいたします。協会側では紛失等の責任は負いません。
- ⑦研修中は携帯電話等の電源をお切りください。
- ⑧録音録画機器等の持ち込みは禁止します。

8. 個人情報の取扱いについて

受講申込書に記載された個人情報は、当協会が開催する割賦販売法・自主ルール研修に係る受講者管理、事務連絡、請求事務等に利用させていただきます。

<お問い合わせ・お申込み先>

認定割賦販売協会

(社) 日本クレジット協会 人材育成部

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町1-4-1 住生日本橋小網町ビル6F

TEL : 03-5643-0011 FAX : 03-5643-0080

平成23年度下期 割賦販売法・自主ルール研修の開催スケジュール(予定)

【一般研修】

開催地区	H23年 10月	11月	12月	H24年 1月	2月	3月
札幌		9日(包括)				
仙台					1日(包括)	
東京		7日(包括)		16日(包括)	8日(個別)	6日(包括)
大阪			9日(包括)			
福岡				18日(個別)	22日(包括)	
沖縄				12日(包括)		

※平成23年度下期は、名古屋、岡山、高松、広島では開催の予定はありません。

【講師育成研修】

開催地区	H23年 10月	11月	12月	H24年 1月	2月	3月
東京		30日(包括)	20日(包括) 21日(個別)			
大阪				25日(包括) 26日(個別)		
福岡		15日(個別)				

※平成23年度下期は、札幌、仙台、名古屋、岡山、高松、広島、沖縄では開催の予定はありません。

【役員研修】

開催地区	H23年 10月	11月	12月	H24年 1月	2月	3月
東京	役員					
大阪	役員					

<参考> 割賦販売法・自主ルール研修について

基本的考え方

1. 割賦販売法・自主ルール研修の位置付け

平成21年9月に経済産業大臣より、包括信用購入あっせん及び個別信用購入あっせん業者の登録に際しての審査基準が示され、その中で「認定割賦販売協会会員については、割賦販売法及び自主ルールの遵守を確保するために認定割賦販売協会で開催する研修又は同等の内容の研修に役職員に定期的に参加させることとなっていること。なお、認定割賦販売協会非会員についても、上記事項と同等の内容となっていることを確認すること。」と規定されています。

さらに、認定割賦販売協会である社団法人日本クレジット協会（以下「協会」という。）が定める自主ルールにおいても、協会会員は役職員に対する教育研修計画を策定するとともに、役職員に対しては協会が行う研修又は同等の内容の研修に役職員に定期的に参加させること」と規定されています。

そのため、協会会員の信用購入あっせん業者は、信用購入あっせん業務に従事する役職員を、協会が開催する研修又は協会が行う研修と同等の内容の社内研修に定期的に参加させることになりました。

上記の内容を受け、当協会は「割賦販売法・自主ルール研修（以下「本研修」という。）」を実施することとなりました。

なお、本研修の内容等については、人材育成部会で審議しています。

2. 研修の目的

本研修は、割賦販売法及び自主ルールの遵守を確保するために必要な知識を修得することを目的としています。

3. 研修の受講対象者

本研修の受講対象者は、協会会員の信用購入あっせん業者の中で、**信用購入あっせん業務に従事する役職員**です※1。役職員とは、役員と正規雇用者及び非正規雇用者※2を指します。

※1 本研修は、原則として協会会員である信用購入あっせん業者の役職員を対象としていますが、割賦販売法及び自主ルールの遵守を確保するために必要な知識を修得していただくために下記の方々も受講することができます。

- ・協会会員の割賦販売業者、ローン提携販売業者、その他の与信業者等の役職員
- ・非会員で、信用購入あっせん業者（申請予定等を含む）の役職員

※2 非正規雇用者の範囲と研修の対象となる業務は以下のとおりです。

①非正規雇用社員の範囲

本研修の対象となる非正規雇用社員は、信用購入あっせん業務に従事するパート、アルバイト、嘱託社員、契約社員、派遣社員とします。

②非正規雇用者の本研修の対象となる業務の範囲等

信用購入あっせん業務に従事する非正規雇用社員のうち、1年以上従事していることを目安とし、以下の業務を行う者のうち会員において本研修が必要と判断した者を本研修の対象とします（会員において研修対象の範囲を定めることとします）。

<本研修の対象となる業務>

- ・顧客対応を行う者
- ・従業者に対して業務に関する教育、指導等を行う者
- ・担当する業務を統括する者
- ・その他会員が重要な業務と判断する業務

ただし、本研修の対象となる業務のうち、信用購入あっせんに関する法律知識を要しないと考えられる業務については、本研修の対象から除くことができます。

<信用購入あっせんに関する法律知識を要しないと考えられる業務>

- ・書類の仕分け、ファイリング
- ・郵便物等の開封・整理
- ・送付物の封入・発送
- ・電話の取次
- ・会社の受付
- ・データ入力（個人情報を含まない）

なお、下記の業務を担当する者は信用購入あっせん業務に従事しない者と考えられるため、本研修の対象から除くことができます。

<本研修の対象とならない業務>

- ・総務（顧客対応及び渉外担当を除く）
- ・人事（教育研修担当を除く）
- ・経理、財務
- ・信用購入あっせん業務以外の業務
（貸金・ローン業務、融資保証業務、リース業務、旅行・保険・ギフトカード・通信販売等のサービス等の業務）

※3 その他（本研修の対象とならない非正規雇用社員の研修の考え方について）

本研修の対象とならない非正規雇用社員であっても、担当する業務に関連する割賦販売法・自主ルールの内容について、必要に応じて何らかの教育等を実施することに努めるものとします。

◎業務委託先の役職員の研修の考え方について

割賦販売法・自主ルールに関する実施細則では、割賦販売法・自主ルール研修の受講対象者として、協会の正会員の役職員で信用購入あっせん業務に従事する者、協会の準会員の役職員及び信用購入あっせん業務を営む（営む予定を含む）非会員の役職員と規定しています。

業務委託先は、当協会の会員や信用購入あっせん業者に該当しないことが多く、割賦販売法・自主ルール研修の受講を義務付けすることまではできない現状にあります。

そこで、会員は業務委託先に信用購入あっせん業務を委託していることもあるため、委託する業務内容等を考慮し、必要に応じて研修を実施することに努めるものとします。

業務委託先を研修対象とするか否かの判断については、前頁の「非正規雇用社員の範囲と研修の対象となる業務について」を参考にするとします。

また、業務委託先の役職員に対して研修を実施する場合は、業務委託先の役職員を協会主催研修又は会員主催研修に参加させるか、あるいは委託する業務内容に応じて協会主催研修又は会員主催研修に準じた研修を実施することとします（業務委託先が一般研修に参加する場合は、事務局までお問い合わせください）。

4. 研修の考え方

(1) 研修の種類

本研修は「協会主催研修」と「会員主催研修」に分けられます。信用購入あっせん業務に従事する役職員は、下記のいずれかの研修に定期的に参加（研修を受講し修了）しなければなりません。

①「協会主催研修」

協会が主催する研修です（下記の研修の種類と概要「協会主催研修」を参照）。

②「会員主催研修」

協会が定めた同等研修の考え方に基づき協会会員が実施する研修です（22～24ページ参照）。

具体的には、協会主催研修の一般研修と同じ内容の研修を行うものをいいます。

(2) 研修の受講サイクル

当面は、平成24年度までに対象者全員が1回以上受講し修了してください。それ以降については、各社の社内規程に基づいて、3年から5年を目途に定期的を受講し修了してください（新規入会会員は、入会日から3年の間に対象者全員が1回以上受講し修了してください）。

役員については、原則として毎年1社1名以上が役員研修を受講することとします。

また、役員は、役員研修を受講した役員から研修内容等の周知を受けることにより、役員研修に代えることができます。

なお、役員が一般研修や講師育成研修を受講することを妨げるものではありません。

5. 研修の受講記録の作成と保存

本研修の実施等については、協会が行う自主規制に基づく「調査」の対象となりますので、社内規程に基づき、研修をした記録を作成し、保存しなければなりません。

協会主催研修の受講記録としては、研修受講者名、研修日時、研修の種類、受講結果等について記録してください。

会員主催研修の受講記録としては、研修受講者名、研修の講師名、研修日時、研修の種類、受講結果等について記録しておいてください。

役員研修の受講記録としては、研修受講者名、研修日時等について記録してください。また、社内で他の役員に周知した場合も同様です。

研修の種類と概要

<協会主催研修>

協会が主催する研修です。具体的には、「役員研修」「一般研修」「講師育成研修」の3種類の研修があります。

1. 役員研修

(1) 目的

割賦販売法及び自主ルールを遵守するために必要な社内体制の整備等を行うために必要な知識等を習得することを目的とします。

(2) 対象者

協会会員の信用購入あっせん業者の代表者及び信用購入あっせん業務を担当する役員が対象です。

※役員研修については、平成23年10月に開催予定です。開催案内を協会の事務連絡者宛に別途送付しますので、詳細は開催案内を参照してください。

2. 一般研修

(1) 目的

割賦販売法及び自主ルールを理解し、それらに基づいた業務を行うことができる人材を育成することを目的とします。

(2) 研修コースと対象者

一般研修には、以下の3種類のコースがありますので、各社の業務形態に合わせて選択してください。

- ①個別信用購入あっせん業務に関する研修（個別研修）
- ②包括信用購入あっせん業務に関する研修（包括研修）
- ③個別信用購入あっせん業務と包括信用購入あっせん業務に関する合同研修（合同研修）⇒合同研修は、平成23年度下期の開催はありません。

<研修コースと対象者の整理>

対象者		研修コース		
		個別研修	包括研修	合同研修
協会 会員	個別信用購入あっせん業務に従事する役職員	◎	—	○
	包括信用購入あっせん業務に従事する役職員	—	◎	○
	個別信用購入あっせん業務及び包括信用購入あっせん業務の両方に従事している役職員	○ (※)	○ (※)	◎
	割賦販売業者・ローン提携販売業者・その他の与信業者等	○	○	○
非 会員	信用購入あっせん業者（申請予定等を含む）の役職員	○	○	○
	会員の業務委託先	○	○	○
	信用購入あっせん業者以外の企業等（上記業務委託先を除く）	×	×	×

◎：受講しなければならない。

○：受講できる（※個別信用購入あっせん業務及び包括信用購入あっせん業務の両方に従事している役職員は、合同研修を受講するか、個別研修と包括研修の両方を受講する必要があります。）。

—：受講する必要がない。

×：受講できない。

(3) 修了基準

指定された研修時間を受講し、かつ理解度測定において100点満点中50点以上の得点者が修了者となります。修了者には、協会から修了証を交付します。

なお、50点未満の場合は、再度一般研修又は会員主催研修を受講し修了してください。

3. 講師育成研修

社内講師が実際に研修を行うにあたっては、何をどのように教えなければならないか、研修のポイントはどこか、どのように研修を進めるのか等を理解することが重要となります。

そこで、当協会では、一般研修より深く内容を掘り下げ、研修を実施する上での留意点なども交えて研修を行う「講師育成研修」を実施しています。

また、講師育成研修は、協会主催研修の一般研修よりも詳細の内容を研修することから、講師育成研修を修了すると、あらためて協会主催研修の一般研修や会員主催研修を受講する必要はありません。

(1) 目的

会員主催研修の講師を育成することを目的としています。

(2) 研修コースと対象者

講師育成研修には、以下の3種類の研修があります。

- ①個別信用購入あっせん業務に関する講師育成研修（個別講師研修）
- ②包括信用購入あっせん業務に関する講師育成研修（包括講師研修）
- ③個別信用購入あっせん業務と包括信用購入あっせん業務に関する講師育成研修（合同講師研修）⇒合同講師研修は、平成23年度下期の開催はありません。

研修コース名	対象者
個別講師研修	会員主催研修の個別研修の講師を務める予定の役職員
包括講師研修	会員主催研修の包括研修の講師を務める予定の役職員
※合同講師研修	会員主催研修の合同研修の講師を務める予定の役職員

※個別と包括の両方の業務を行っている会員は、合同講師研修を受講していただくか、個別講師研修と包括講師研修の両方を受講していただくことになります。

(3) 修了基準

指定された研修時間を受講し、かつ理解度測定において100点満点中90点以上の得点者が修了者となります。修了者には、修了証記載の日付より3年間、会員主催研修の講師を務めることができる旨の修了証を交付します。

なお、理解度測定において50点以上90点未満の得点者は一般研修の修了者となります。修了者には修了証を交付します。

<会員主催研修>

協会が定めた同等研修の考え方にに基づき、協会会員が実施する研修です。
具体的には、協会主催研修の一般研修と同じ内容の研修を行うものをいいます。

1. 会員主催研修

(1) 目的

割賦販売法及び自主ルールを理解し、それらに基づいた業務を行うことができる人材を育成することを目的とします。

(2) 研修コースと対象者

会員主催研修は、以下の3種類のコースを実施することができます。各社の業務形態に合わせて実施してください。

- ①個別信用購入あっせん業務に関する研修（個別研修）
- ②包括信用購入あっせん業務に関する研修（包括研修）
- ③個別信用購入あっせん業務と包括信用購入あっせん業務に関する合同研修（合同研修）

<研修コースと対象者の整理>

対象者	研修コース		
	個別研修	包括研修	合同研修
個別信用購入あっせん業務に従事する役職員	◎	—	○
包括信用購入あっせん業務に従事する役職員	—	◎	○
個別信用購入あっせん業務及び包括信用購入あっせん業務の両方に従事している役職員	○ (※)	○ (※)	◎
会員の業務委託先	○	○	○

◎：受講しなければならない。

○：受講できる（※個別信用購入あっせん業務及び包括信用購入あっせん業務の両方に従事している役職員は、合同研修を受講するか、個別研修と包括研修の両方を受講する必要があります。）。

—：受講する必要がない。

2. 協会主催研修と同等の研修となる会員主催研修の要件

会員企業において、以下のすべての内容を満たして実施する研修が、協会主催研修と同等の研修とみなされます。

項目	内容
カリキュラム	協会の一般研修と同等のカリキュラム
テキスト	協会の一般研修と同一のテキスト
理解度測定 ※1	協会の一般研修と同一の理解度測定
講師	①平成22年度に、協会の一般研修の理解度測定において100点満点中90点以上を得点した者 ②平成22年度に、協会の講師育成研修を修了した者 ③平成23年度以降に、協会の講師育成研修の理解度測定において100点満点中90点以上を得点した者 ④平成23年度までに、会員主催研修の理解度測定において100点満点中90点以上を得点し、協会に届出をした者 ⑤平成21年4月から平成22年3月の間で、当協会の自主規制規則作成に関与した者のうち、下記のイ又はロのいずれかに該当する者で協会から通知を受けた者 イ 個品部会委員 ロ カード部会委員 ⑥弁護士

- ※1
- ・理解度測定の採点は、各社において行ってください。
 - ・指定された研修時間を受講し、かつ理解度測定において100点満点中50点以上の得点者が修了者となります。ただし、当協会から修了証は交付しません。
 - ・50点未満の場合は、会員主催研修又は協会主催研修を再度受講し修了する必要があります。
- ・会員主催研修の講師として研修ができる範囲は研修を受けた当該研修のみで、以下のとおりとなります。

<会員主催研修の講師として研修ができる範囲>

		研修の種類		
		個別研修	包括研修	合同研修
講師 資格	個別講師資格	◎	—	○
	包括講師資格	—	◎	○
	合同講師資格	◎	◎	◎
	個品部会委員	◎	—	○
	カード部会委員	—	◎	○
	弁護士	◎	◎	◎

- ◎：社内講師を務めることができる。
 ○：修了した研修の範囲のみ社内講師を務めることができる。(例えば、個別研修の社内講師は、合同研修の個別信用購入あっせん研修の範囲のみ社内講師ができるなど)。
 —：社内講師ができない

3. 会員主催研修の実施までの流れ

①社内講師の育成

下記の a. ～e. いずれかの条件を満たす (a. ～e. の講師資格は修了から3年以内)。

- a. 平成22年度に、協会の一般研修の理解度測定において100点満点中90点以上を得点した。
- b. 平成22年度に、協会の講師育成研修を修了した。
- c. 平成23年度以降に、協会の講師育成研修の理解度測定において100点満点中90点以上を得点する。
- d. 平成23年度までに、会員主催研修の理解度測定において、100点満点中90点以上を得点し、協会に届出をする (平成22年度に届出をした場合も含む)。
- e. 平成21年4月から平成22年3月の間で、当協会の自主規制規則作成に関与した者のうち個品部会またはカード部会の本人出席比率が6割以上の委員
- f. 弁護士



②修了証の交付

協会から、上記①の条件を満たした者に社内講師を務めることができる旨の修了証が交付される (d. f. を除く)。



③研修テキスト (理解度測定含む) の購入

協会から、受講する人数分のテキストを購入する。

※研修の効果の観点から、複数の受講者が1冊のテキストを共有することはできない。



④研修の実施

会員主催研修を行う要件 (カリキュラム、テキスト、理解度測定、講師) を満たした研修を講師補助資料を参考にして行う。



⑤研修の記録の作成と保存

会員主催研修の講師、研修日時、研修の種類、受講結果等について記録を作成し保存する。



⑥理解度測定の採点

50点以上の得点者が研修の修了者となる。

平成23年度中に90点以上を得点した者は講師を務めることができる。講師を希望する者は、協会に所定の届出書を提出する。



⑦定期的な研修の受講

平成24年度までに対象となる役職員を、一度以上受講させる。それ以降は、3年から5年サイクルで、定期的に研修を受講させる (講師も同様)。

新規入会会員は、入会日から3年以内に対象となる役職員を、一度以上受講させる。

割賦販売法・自主ルール研修の全体像

研修の受講対象者

- ◎ 会員のうち信用購入あっせん業務に従事する役員
- ◎ 信用購入あっせん業務に従事する非正規雇用社員のうち、1年以上従事していることを目安とし、顧客対応を行なう者等のうち会員において本研修が必要と判断した者
- ◎ 対象者は、平成22年度以降3年以内に1回以上受講し修了する。その後は、各社の人事ローテーションにあわせて、3～5年を目処に定期的に受講し修了すること
- 新規入会会員は、入会日から3年以内に対象となる役員が、1回以上受講し修了すること
- ◎ 割賦販売業者及びローン提携販売業者等の役員も受講可
- ◎ 非会員の信用購入あっせん業者等の役員も受講可

- 役員は、役員研修を受講するか、受講した役員からの研修内容等の周知により受講したものとみなす
- 2年に1度は必ず、1名以上の役員が役員研修を受講する
- なお、役員は一般研修も受講できる
- 会員主催研修を行わない会員の役員は、協会主催研修を受講
- 会員主催研修を行う会員であっても、会員主催研修の講師予定者は、原則として協会の講師育成研修を受講する(会員主催研修の社内講師1及び講師2を参照)
- * 社内講師予定者以外の受講者は、理解度測定において50点以上の得点を修了者とする

役員研修

[研修の目的]
割賦販売法及び自主ルールを遵守するために必要な社内体制の整備等を行うために必要な知識等を習得すること

[研修の内容]
改正割賦販売法・自主ルールに基づき、会社としてしなければならないこと等についての研修

[研修時間] 2時間30分

修了

他の役員に対し、研修内容等の周知

一般研修

[研修の目的]
割賦販売法及び自主ルールを理解し、それらに基づいた業務を行なうことができる人材を育成すること

[研修の内容]
日常業務の中で割賦販売法及び自主ルール違反となる行為をしないようにするための業務上の留意点等についての研修

[研修の種類と研修時間] (理解度測定含む)

- ① 個別研修 4時間
- ② 包括研修 3時間35分
- ③ 合同研修 6時間

[修了の要件]
理解度測定で50点以上の得点者

受講

研修

役員

一般研修と同じカリキュラム、テキストで研修を行い、理解度測定において50点以上の得点を修了者とする

講師育成研修

[研修の内容]
会員主催研修の講師を務めるために必要な知識と教えるポイント等についての研修

[研修の種類と研修時間] (理解度測定含む)

- ① 個別講師研修 6時間15分
- ② 包括講師研修 5時間15分
- ③ 合同講師研修 8時間40分

[講師の要件]
※ 理解度測定で90点以上の得点者(50点以上の得点者は一般研修の修了者)

受講

修了
※ 印刷に限る

会員主催研修 (協会主催研修と同等の研修)

社内講師1

- ① 一般研修の理解度測定で90点以上の得点者 (H22年度までの取得者)
- ② 講師育成研修の修了者 (H23以降は理解度測定による基準あり)
- ③ 個品部会・カード部会の委員 (条件あり)
- ④ 弁護士

研修

それぞれの研修修了等の時から3年以内(④を除く)

役員

一般研修と同じカリキュラム、テキストで研修を行い、理解度測定において90点以上の得点者

社内講師2

- 一般研修の修了者に準ずる者 (協会に要届出)
- (H23年度までの取得者)

研修

研修修了から3年以内

役員

* 社内講師2が務めた会員主催研修で、理解度測定で90点以上得点者も社内講師になれる (H23年度までの取得者)